

用語解説

用 語 解 説

・異常年検定

異常年検定は、調査実施年度など対象とする気象が通年と同様であるか判断するために用いられる手法である。検定方法は、分散分析によるF分布棄却検定方法が用いられている。

・エアーカーテン

エアーカーテンは、建物の出入口でドアの代わりに一定の奥行で、ある風速の流れを作り、出入口内外の空気流を遮断する装置である。厚い空気の層により、外部及び内部の塵芥等や温湿度への外気の影響を避ける目的で配置されている。

・オゾン

オゾンは、空気または酸素中で放電する時に生じ、紫外線の照射、黄燐が空気中で酸化する場合にも生じる臭気のある気体である。

・環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価は、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業の実施にあたり、事前に環境への影響を調査、予測及び評価した結果に基づき、事業についての適正な環境配慮を行うことである。我が国においては、環境影響評価法等に基づき、道路やダム、鉄道、発電所などを対象にして、地域住民や専門家や環境担当行政機関が関与しつつ手続が実施されている。

・環境基準

環境基準は、環境基本法第16条の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定める行政上の政策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。また、汚染が現在進行していない地域については、少なくとも現状より悪化することとならないように環境基準を設定し、これを維持していくことが望ましいものである。

・ガス冷却塔

ガス冷却塔は、排ガス処理設備へ導かれる燃焼ガスの温度を所定の温度まで冷却する設備である。

・景観資源

景観資源は、景観として認識される自然的構成要素として位置づけられるものである。地域の特性把握では、種類・位置・景観を眺望できる主要な眺望点の概況を把握する。

・光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（ NO_x ）や揮発性有機炭素（VOC）などが太陽光線を受けて化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称である。光化学スモッグの原因となっている物質で、強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与える。

・ 構想段階評価書

構想段階評価書は、都市施設等の都市計画の構想段階手続きにおいて、都市施設等の位置や規模等の概略の案を総合的に評価した結果を、公表のために取りまとめたものである。都市計画の構想段階手続きは、平成25年4月に都市計画運用指針の一部改正により位置付けられた、都市施設等の都市計画の立案段階から住民意見を聴取し、意見を反映しつつ計画の熟度を高めていくプロセスとして行う手続きである。

・ 主要な眺望点及び主要な眺望景観

「主要な眺望点」は、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいい、その場所から景観資源を眺望する場合の景観が「主要な眺望景観」である。

・ 触媒反応塔

触媒反応塔は、排ガスに含まれる窒素酸化物をアンモニアと触媒の働きで、窒素と水に分解し無害化させる設備である。

・ ストーカ方式

ストーカ方式は、焼却炉の焼却方式の一つで、ごみを燃えやすくするため、下から空気を送り込み、金属の棒を格子状に組み合わせてある「火格子」とも呼ばれるごみを燃やす場所で、焼却炉上部からの輻射熱で乾燥、加熱し、攪拌及び移動しながら燃やす仕組みの焼却炉の方式である。ストーカ方式は焼却炉の主流であり、最も歴史が古く、施設数も多くなっている。

・ 大気安定度

大気安定度は、大気の安定性の度合いを示す。気温が下層から上層に向かって低い状態にあるとき、下層の大気は上層へ移動しやすい。このような状態を「不安定」という。また、温度分布が逆の場合は、下層の大気は上層へ移動しにくい。このような状態を「安定」という。例えば、晴れた日の日中は、地表面が太陽光線で暖められ、それにより周辺大気も暖められるので下層の大気の方が上層より気温が高い状態になる。これが夜間になると、地表面は放射冷却現象により冷却され、それに伴い周辺大気も冷却されることから、下層の大気の方が上層より気温が低い状態になる。なお、大気汚染とも関係が深い。

・ 大気汚染測定局

大気汚染測定局は、環境基準の適合状況や大気汚染防止対策のための効果の確認資料を得るために大気の汚染状況を常時監視する測定局である。測定局のうち、一般環境大気測定局は大気汚染防止法22条に基づいて、環境大気の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局で、自動車排出ガス測定局は大気汚染防止法第20条及び第22条に基づいて自動車排出ガスによる環境大気の汚染状況を常時監視（24時間測定）する測定局である。

・ ダイオキシン類

ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法ではポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義している。生殖、脳、免疫系などに対して生じ得る影響が懸念されており研究が進められているが、我が国において日常の生活の中で摂取する量では、急性毒性や発がんのリスクが生じるレベルではないと考えられている。なお、これらの物質は炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程で意図せざるものとして生成される。

・長期予測

長期予測は、影響濃度の1時間値の短期予測に対して、年平均値に代表される期間の予測である。「大気汚染に係る環境基準について」（昭和48年環大企第143号大気保全局長通知）によると「本環境基準による評価は、当該地域の大気汚染に対する施策の効果等を的確に判断するうえからは、年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことが必要である。」としている。

・低位発熱量

低位発熱量は、ある一定の状態（たとえば、1気圧、25℃）に置かれた単位量（1kg、1m³、1L）の燃料を、必要十分な乾燥空気量で完全燃焼させ、その燃焼ガスを元の温度（この場合25℃）まで冷却したときに計測される発熱量のうち、水蒸気のまま凝縮潜熱を含まない発熱量である。

・廃棄物発電

廃棄物発電は、ごみを焼却する際の「熱」で高温高压の蒸気を作り、その蒸気でタービンを回して発電することである。

・配慮書

配慮書（計画段階配慮書）は、事業に係る計画の立案段階において、事業の実施想定区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その検討結果について作成、公表を行う手続き書である。愛知県環境影響評価条例の一部改正（条例第49号、平成24年7月）により、計画段階配慮書の作成、公表等の配慮書の手続きが創設されている。

・バグフィルタ

バグフィルタは、排出ガス中のばいじんを除去するための代表的なろ過集じん装置である。ろ材としては、織布または不織布を用い、これを円筒状にして集じんに活用されている。

・バックグラウンド濃度

バックグラウンド濃度は、「当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態」の濃度である。事業の実施によって環境の状態がどのように変化するかを予測する場合は、当該事業による影響を受けていない状況での代表的な環境の状態に、事業によって発生する環境負荷の寄与分を加算等して予測を行う。

・パフ式

パフ式は、大気汚染の拡散モデル式の一つである。煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊をパフという。時間とともに移送・拡散の状況を予測するモデルである。

・フォトモンタージュ

フォトモンタージュは、フォトモンタージュ法による合成写真である。フォトモンタージュ法は撮影した現状の写真上に、対象事業の完成予想図を合成して眺望景観の変化を予測する方法であり、再現性に優れ、適用範囲も広い。

・浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質は、大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μm（マイクロメートル：μm=10万分の1m）以下のものである。

- ・ **ブルーム式**

ブルーム式は、大気の拡散モデル式の一つであり、移送・拡散の現象を煙流（ブルーム）で表現する。風、拡散係数、排出量等を一定とした時の濃度分布の定常解を求める。正規型と非正規型の式があり、計算が比較的容易で、長期平均濃度の推定に適している。

- ・ **二酸化硫黄（SO₂）**

二酸化硫黄は、硫黄分を含む石油や石炭が燃焼する事により生じる物質である。かつては四日市ぜんそくなどの公害病の他、酸性雨の原因物質となっている。

- ・ **二酸化窒素（NO₂）**

二酸化窒素は、物の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成される、大気中の窒素酸化物の主要成分である。高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になるとされている。

- ・ **日平均値の年間 98%値**

日平均値の年間98%値は、年間における二酸化窒素の1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する数値である。

1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合環境基準が達成され、0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものとして二酸化窒素の年間にわたる長期的評価の方法となっている。

- ・ **日平均値の 2%除外値**

日平均値の2%除外値は、年間にわたる二酸化硫黄又は浮遊粒子状物質の1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は7日分の測定値)を除外した最高値である。

環境基準による二酸化硫黄又は浮遊粒子状物質の年間にわたる長期的評価の方法となっている。

- ・ **用途地域**

用途地域は、都市計画法第8条第1項第1号に定める第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の12種類の地域区分である。都道府県知事が都市計画で定めて、建築物の用途、高さ及び建蔽率を適用し、それぞれの用途に達しない建物を制限することで、市街地の無秩序な開発を抑制している。